

(工事) 入札にあたっての注意事項(令和 8 年 4 月 1 日適用)

令和 8 年度の入札制度は、前年度からの変更点はありません。

令和 8 年 4 月 1 日 総務部財政課

下記については、周知のため引き続き掲載いたします。

ランダム係数を用いた最低制限価格の算出方法について(令和 3 年 4 月～)

先に起きた官製談合事件を受け、官製談合防止の取り組みとして、自動的に抽出される 0.001 刻みの乱数(以下「ランダム係数」という。)を乗じ、最低制限価格を算出します。

(1) 最低制限価格(基礎額)の算定式【建設工事】

最低制限価格算定基礎額とは

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」により算定

$$\begin{aligned}\text{最低制限価格(基礎額)} = & (\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) \\ & + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費} \times 68\%) \end{aligned}$$

※解体工事には、この計算式は適用しません。

- ・上記計算式により算定した最低制限価格が、予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては、100 分の 92 を乗じて得た額を最低制限価格と設定します。
- ・上記計算式により算定した最低制限価格が、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、100 分の 75 を乗じて得た額とします。
- ・予定価格に発生材(有価物)の売却費が計上されている場合は、その額を控除した額とします。
- ・最低制限価格(基礎額)の額に 10,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

(2) 最低制限価格(ランダム額)の算定式

ランダム係数とは

0.995～1.005 の範囲内で自動的に算出される 0.001 刻みの乱数です。

$$\text{最低制限価格(ランダム額)} = \text{最低制限価格算定(基礎額)} \times \text{ランダム係数}$$

※ランダム係数を用いた最低制限価格(ランダム額)の算定方法の詳細につきましては、沼田市HPをご覧ください。